

令和5年度 第14回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和6年3月27日（水）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第14回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和6年3月27日（水）1日間
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室
日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第25号 青梅市スポーツ推進委員の委嘱について
議案第26号 青梅市立学校公文書管理規程の制定について（追加）
- 6 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告事項（再掲）

- 1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分^{（注）}の報告について（教育総務課・指導室）
- 2 成木小学校通学用バスの空席活用について（学務課）
- 3 青梅市教育委員会 部活動の運営方針の改定について（指導室）
- 4 令和6年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について（教育指導担当）
- 5 令和6年度社会教育事業年間計画について（社会教育課）
- 6 第2期青梅市スポーツ推進計画策定に関する答申について（スポーツ推進課）
- 7 青梅市スポーツ振興基金条例施行規則の一部改正について（スポーツ推進課）
- 8 第56回青梅マラソン大会実施結果について（スポーツ推進課）
- 9 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市立学校施設のあり方審議会会議録（教育総務課）
 - イ 青梅市社会教育委員会議会会議録（社会教育課）
 - (2) 事業等の実施予定について
 - 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）
 - (3) 事業等の実施結果について
 - ア 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔2月分〕について（教育指導担当主幹）
 - イ 長期欠席児童・生徒の状況（1月）について（教育指導担当主幹）
 - ウ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

協議事項（再掲）

- 1 令和6年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について（教育総務課）
- 2 青梅市立学校文書管理規程の全部改正について（教育総務課）
- 3 青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例の一部改正に伴う関係要綱の整理について（教育総務課）
- 4 青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会からの提言にもとづく取組について（教育指導担当）
- 5 市立中学校で発生したいじめ重大事態について（教育指導担当）
- 6 学校給食費の改定に関する諮問について（学校給食センター）

出席委員	教 育 長	橋 本 雅 幸
	教育委員会委員	稲 葉 恭 子
	教育委員会委員	百 合 陽 子
	教育委員会委員	杉 本 洋
	教育委員会委員	徳 長 邦 彦

出席説明員	学 校 教 育 部 長	布 田 信 好
	生涯学習部長	森 田 利 寿
	教育総務課長	芥 川 純一郎
	学 務 課 長	山 田 浩 之
	指 導 室 長	拝 原 茂 行
	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
	学校給食センター所長	榎 戸 智
	社会教育課長	遠 藤 康 弘
	美術担当主幹	田 島 奈都子
	スポーツ推進課長	吉 崎 龍 男
	文化複合施設等整備担当主幹	森 田 和 洋

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	渡 邊 雅 哉

午後1時30分開会

日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 本日の定例会には、教育長および委員4名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和5年度第14回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員には、百合委員を指名いたします。

【教育長（橋本）】 次に、令和6年2月9日開催の令和5年度第12回定例会および2月21日開催の令和5年度第13回臨時会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思っております。

【教育長（橋本）】 次に、本日の議事進行につきまして、教育長報告事項の1および協議事項の5につきましては、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行います。

日程第3 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項から始めます。

まず初めに、委員の皆様から報告を頂戴したいと存じます。よろしく願いいたします。

【委員（百合）】 先日、泉中学校と第五小学校の卒業式に出席させていただきました。どちらも子どもたちが落ち着いていて、笑顔も見られてよかったなと思えました。学校公開で見ている姿とは違って、卒業式ということ意識していて、成長したなというのを感じました。保護者の皆さんも、「やっとこんなに落ち着いた姿が見られたわ。」と喜んでいる方もいらっしゃったので、これから新しい学校に進んで、また元気に学校に行ってもらいたいなと思えました。以上です。

【委員（杉本）】 私は第六小学校と西中学校の卒業式に列席してまいりました。第六小学校は11人という、少ない卒業生でした。また、入学する1年生も11人と伺いまして、第六小学校がますますコンパクトになっているなという感じがしましたが、逆にコンパクトであるがゆえに1年生から6年生までのつながりが密であり、保護者もとても親密につながっているのだということを、卒業式で実感させてもらいました。

西中学校もですけど、コロナ禍で影響を受けた授業だとか、特に小学校はコロナで変則的な授業を強いられることが多かったようでしたので、無事に両校とも卒業式を迎えることができよかったです。とてもいい卒業式だったと思っております。以上です。

【委員（徳長）】 私も第六中学校と第三小学校の卒業式に行ってきました。第六中学校は卒業生11人ということで、校長先生の式辞の中で一人一人の名前と、こんなことがあったね、こんなことがあったねというエピソードを全部話して、とても一人一人を大事にされているのだなという思いがしました。式もとてもよくて、歌もとてもきれいな歌声を聴くことができました。

第三小学校は逆に大人数の中で、式も証書の授与だけで1時間ぐらいかかりました。校長先生から名前を呼ばれて証書を渡されるだけなのですけれども、時間がかかったのと、女の子が袴をはいて、思わず数えてしまったのですが33人が袴をはいていたのですね。男の子も6人が紋付きで、後で校長に聞いたら、第二小学校はもっといましたよということでしたので、青梅市ってそういうのが続いているのかなと思いました。

両校とも、子どもたちもしっかり話を聞いて、先生への別れの言葉とか、保護者に対する感謝の気持ちを伝えていたので、とてもいい式だったなと思います。

【委員（稲葉）】 吹上中学校と新町小学校の卒業式に行つてまいりました。中学校3年間全部コロナで過ごしてきた学年だと思うのですけれども、本当にたくましく成長していて、答辞、送辞の内容文がすごくよくて、涙も出てしまうほどの卒業式でした。

新町小学校は109人卒業したのですが、一人一人が壇上に上がつて、将来なりたい自分を言ったのですね。それを聞きながら、みんな今の世代に沿つた将来の自分像、職業もあるし、それから人間としてどうなりたいかということを行っている子も割と多かつたので、よかつたなと思いました。授与する校長先生が笑顔で一人一人、小さい声だと思うのですけれども、証書を渡されていて、本当に和やかでした。

それから、在校生と卒業生の大合唱があつたのですが、3部合唱で、男子の独唱が入つたりして、音楽会みたいで感動しました。保護者も子どももウルウルしていた、本当に和やかでいい卒業式を見させていただいて、とてもよかつたです。以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

それぞれ卒業式、大変ありがとうございました。私も第三中学校と霞台小学校に行つてまいりました。第三中学校は180人を超える卒業生がおつたわけですが、霞台小学校もそうですが、一人ずつ卒業証書をもろう姿が本当に立派で、180人を見ても決して飽きることなく、小・中学校とも本当にすばらしい卒業式でございました。

それから、3月25日には2月議会が無事に終了いたしました。おかげさまで新年度予算も通過をいたしました。初めてのことだと思いますけれども、議員全員が予算案に賛成ということで、全会一致の当初予算ということになりました。内容については後々ご報告をさせていただきます。

それから、いじめの案件、まだ最終的なところが終わつておりませんが、教育委員の皆様にもいろいろご対応いただいております。感謝を申し上げたいというふうに思います。

年度末を迎えまして、役所でも人事異動の時期を迎えました。また、本日を含めて機会があるごとに関係職員を紹介させていただきたいと思つたので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは次に、教育総務課長から順に現況報告などについて説明をお願いします。

【教育総務課長（芥川）】 教育総務課からは大規模工事についてご報告申し上げます。

まず、今年度の大規模工事の進捗状況でございますが、先月の報告でもお知らせさせていただきました小学校体育館への空調機設置でございますが、電気ケーブルの納入が遅れた関係で第一小学校・第六小学校・今井小学校・藤橋小学校・吹上小学校の5校で設置が遅れていたのですが、無事先月末で設置が完了しまして、今月からは全校で本稼働を開始しております。

次に、トイレ改修と特別教室等空調機整備の工事ですが、契約不調等により工期が延びておりましたが、トイレ改修の第七中学校、空調整備の第六中学校につきましても、それぞれ完了しております。

最後に、校舎の屋上防水および外壁等改修工事ですが、こちらも吹上小学校、第二中学校、霞台中学校の3校で、予定どおり先月末に完了しております。

続きまして、来年度の大規模工事の予定でございます。来年度当初予算等でも概要はご説明させていただいておりますが、今年度でトイレ改修と特別教室等空調整備については完了でございます。来年度実施予定の工事でございますが、まず校舎・外壁等改修工事は3校、屋内運動場・体育館の外壁等改修工事を2校、非構造部材耐震化工事を8校、LED化改修工事を11校、合計で延べ24校で実施を予定しております。来年度も各工事の進捗等につきましては、教育委員会で適宜お知らせしてまいります。

教育総務課からは以上です。

【学務課長（山田）】 学務課からは、就学援助に関連しまして1点ご報告申し上げます。

就学援助につきましては、経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費、新入学にかかる特別扶助費、移動教室・就学旅行費などの援助をするものでございます。

対象者につきましては、生活保護法に規定される要保護者とそれに準ずる程度に困窮している準要保護者。生活保護基準額表を準用しまして、世帯の総所得から算出した額をもとに審査をし、認定をしております。

本年2月末現在の就学援助対象者数につきましては、小学生が633人、中学生が395人、認定率で申しますと、小学校が12.8%、中学校が14.4%であります。就学援助対象者のうち、外国籍の児童・生徒の状況を見ますと、小学生が22人、中学生が9人、合計31人でありました。外国籍の児童・生徒の小・中学校在籍者数全体につきましては、小学生が70人、中学生が34人、合計104人でありまして、全体の約3割が就学援助に認定されているという状況でございました。

就学援助申請の受理にあたりましては、これまで言語に起因する問題は特にございませんでしたが、日本語の不自由な方への対応につきましては、2月の議会におきましても関連の質問もございました。また、学校への日本語指導員等の配置の拡充もされるということから、就学援助制度を知らずに取り残される方がないように、窓口の相談にはつなげたいというところから、周知の充実を図ろうと考えてございます。先ほど教育委員の皆様には参考資料として見本をお配りしましたが、簡単な通知文を英語とやさしい日本語版で作成を進めているところでございます。将来的には複数言

語への対応も展開を考えているところでございます。こういった対応のほかに、窓口対応では外国語対応が可能な職員や東京都のつながり創生財団の無料電話通訳サービスなどを有効に活用しまして、取り残される方がないよう対応していきたいと考えてございます。

学務課からは以上でございます。

【指導室長（拝原）】 指導室からは、3月の校長会についてご報告いたします。

大きく4点ございます。

1点目は、人事異動の関係についてです。

2点目は、卒業式・入学式に関する対応についてということで、卒業式・入学式前には必ず職務命令で国旗・国歌等について適正に対応するよう伝えております。

3点目は、服務事故の防止についてであります。年度末、年度初めに関しましては、転出入、また指導要録といった個人情報を取り扱うことが多くございますので、受け取った際にはすぐに中身を確認するなど、具体的な指導をお願いしております。

4点目はその他についてでございますが、6点ございます。1点目は不登校支援について。2点目は青梅市こどもまんなか応援基金についてです。こちらについては3月議会での決定となるということ前置きした上で、4月からの給食費全額補助、まなびと心の育成事業、オリンピック・パラリンピック講演会等の予算を計上していることを伝えております。3点目が地域企業との連携について。4点目が出退勤システムの記録について。5点目が日本語指導員制度の改正について。6点目がタブレット端末に不具合が生じた場合の対応について伝えております。

指導室からは以上でございます。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 先ほどもお話がありましたが、3月16日、東小・中学校をはじめに3月19日市内中学校、3月22日市内小学校にて、滞りなく卒業式が行われました。委員の皆様方にはご多用の中をご出席いただきましてありがとうございます。なお、令和6年度以降、教育委員会から各校へのお祝いの言葉、告辞については、紙面での配付や掲示板に掲示を行い、皆様には入学式・卒業式への出席をお願いしまして、お祝いの言葉、告辞等の読み上げは省略するとなっておりますので、なにとぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

【学校給食センター所長（榎戸）】 学校給食センターからは、ただいま指導室長からの報告にもございましたが、学校給食費の無償化につきましてご報告申し上げます。

学校給食費の無償化につきましては、先般、2月9日の第12回定例会において、東京都が実施予定である東京都公立学校給食費負担軽減事業についてご説明申し上げたところでございます。その後でございますが、市議会2月定例議会において、全ての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく地域社会の実現を目指す「こどもまんなかのまちづくり」に寄与する事業に必要な資金に充てることを目的とした「青梅市こどもまんなか応援基金条例」が可決・成立し、この基金を原資として学校給食費の無償化を実施することが決定いたしました。これにより、令和6年度につきましては4月当初から児童・生徒の保護者に対しては給食費を徴収しないこととし、また学校を通じて保護者の皆様に無償化に関する通知を発出する準備を進めており

ます。

なお、今回の学校給食費の無償化につきましては、子育て世帯の負担軽減が目的でありますことから、教職員等につきましては無償化の対象外となり、これまでと同様に給食費はお支払いいただくこととなります。

今後の学校給食費の無償化につきましては、都の補助事業の動向を確認するなど、事務に漏れないよう進めてまいりますとともに、何らかの変更等が生じた際には、教育委員の皆様にも報告することといたします。

学校給食センターからは以上でございます。

【社会教育課長（遠藤）】 社会教育課からは2点ほどご報告させていただきます。

まず、3月16日に「飛び出せ！サイエンスファミリー」ということで、佐藤財団と共催で山梨県の県立科学館と、リニア見学センターに小学生と保護者の合計42人で行ってまいりました。リニア見学センターではテスト走行を見学しました。

2点目につきましては、3月23日ですが、ジェンダー平等講演会といたしまして、市民安全課と共催で実施させていただきました。LGBTQはどういう概念か、また当事者にしかわからない、これまでの経験からのお話をしていただきまして、多様性を考えるきっかけになったのではないかなと思っております。事前に30人の応募があったのですが、当日参加者もいまして、全体で42人の参加となりました。

以上でございます。

【文化課長（北村）】 文化課からは4点報告させていただきます。

まず初めに、市立美術館についてです。今年の1月に発生しましたエントランスホールのガラスの破損について、本日足場の撤去を行い、修繕については完了したところでございます。いろいろとご迷惑をおかけしまして申しわけございませんでした。

2つ目としましては、郷土博物館の関係で、今年度、「おうめ文化財さんぽ」の改訂版と、青梅市史史料集（第60号）を発行いたしました。委員の皆様にも配付をさせていただきました。ご覧いただきまして、何かご意見がございましたら郷土博物館までお寄せいただきたいと思います。

3つ目としましては、今月末まで開催しております企画展「青梅の御殿奉公」展示関連講座を3月10日に開催いたしました。50人の定員を超える応募がございまして、無事に終了することができました。講師には、教育委員の皆様にも配付いたしました、企画展の展示図録に執筆いただいた元江戸東京博物館学芸員の畑尚子様を招いて、講演をいただきました。

最後に4つ目ですが、新町の旧吉野家住宅の土壁等修繕についての報告です。今年度は土壁等修繕のほか、障子や雨戸の修理、また敷地内の茶畑の撤去や芝生の整備事業も行いました。3月21日に東京都の完了検査を行い、無事に終了いたしました。来年度以降も、吉野家住宅の修繕事業や活用策の検討について引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

【文化複合施設等整備担当主幹（森田）】 私からは1点ご報告をさせていただきます。

前回もお話しさせていただきました文化複合施設を考える市民ワークショップの参加募集を3月1日に開始をし、3月20日までの締め切りということで、昨日抽選会を実施しました。募集人数としましては20人のところに48人と、非常に多くの方から応募いただきました。全体としては高校生の参加枠も、青梅総合高校、多摩高校、双方から出席したいという意向もあって、全体の人数を引き上げる形で調整し、最終的には全体を40人とし、当初35人といったところを増やしています。一般枠は、20人を22人に変更し、全体で約40人という形で調整をしております。

これにより昨日、公開抽選という形で実施しまして、22人のくじを引いて抽選をさせていただきました。ご本人様にはメールでご報告をさせていただいたところです。

1回目は4月6日に青梅市のまち自慢・文化自慢ということで、アイスブレイクなどを交えながら、まずは文化複合施設といったものに対しての前提のお話をワークの中でご紹介しながら様々な意見をいただいでいくというようなことで考えております。

報告は以上になります。

【教育長（橋本）】 ほかによろしいですか。

各課から報告をさせていただきました。その内容につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

文化複合施設等整備担当主幹、公開抽選は何人くらいこられたのですか。

【文化複合施設等整備担当主幹（森田）】 4人にお越しいただいて、残念ながら、お1人は当選したのですけれども残り3人は落選しました。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

2 成木小学校通学用バスの空席活用について（学務課）

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項について、順次説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項2、成木小学校通学用バスの空席活用について、を説明いたします。

【学務課長（山田）】 それでは、報告事項2、成木小学校通学用バスの空席活用についてご報告申し上げます。

こちらの件につきましては、令和6年2月議会の一般質問におきまして、「成木小学校通学バスに空席があるようなので、その席を第七中学校の生徒が利用できるようにしたらいかか。」という質問がございました。この質問を受けまして、空席の活用を検討することとなりましたことから、本日、概要や状況などを報告させていただくものでございます。

それでは、資料上段の地図の部分をご覧ください。まず、この地図におきまして、成木小学校通学バスの運行経路のほか、在籍児童の居住状況などを説明させていただきます。

初めに、運行の区間でございます。右下の丸印、新町小学校から中央の上部の丸印、成木小学校の間において、左下の写真にございます定員45人の中型バスを利用し、片道1時間かけて運行をしております。

運行経路についてでございますが、往路につきましてはまず新町小学校を起点とし、今寺、藤橋、

大門、師岡町、東青梅、根ヶ布、黒沢を経由しまして、地図の中央にございます黒い波線の部分、新吹上トンネルの北側までまいります。この位置からは成木地区に入っております。ここからは旧第十小学校、第九小学校、成木市民センターおよび第七中学校前を経由しまして、終点の成木小学校に至る経路となっております。

復路につきましては、成木小学校を起点として、原則、往路を戻るルートを通り、終点の新町小学校に至る経路でございます。

乗降場所につきましては、大通りのバスが停車しやすい場所など基本となる停留場所はございますが、バスを利用する児童の安全性を第一に、利便性、運行の効率性なども考慮して柔軟に設定をしております。

次に、成木小学校児童の在籍者および通学バスの利用状況についてでございます。地図上に、本年3月1日現在の成木小学校に在籍する児童62人のおおむねの居住地を丸数字で表示してございます。居住地の内訳につきましては、学区内（成木地区）のお子さんが26人で全体の42%、成木地区以外（学区外）が36人で58%となっております。このうち、通学バスを利用している児童につきましては、全児童62人のうち34人、55%であり、その内訳につきましては学区内の成木地区の利用者が9人で26%、学区外25人で74%となっております。

続いて、地図の下の1、導入経緯についてでございます。成木小学校の通学バスにつきましては、第八、第九および第十小学校を統合し、成木小学校が開校した平成8年度から成木地区内において、上段地図の中央部の白い波線が引かれている部分で運行を開始してございます。この当時、学校の統合に対して様々な課題があったようではございますが、統合により通学距離が長くなる児童が発生することから、安全対策の一環として通学バスの運行は地元の強い要望の一つでありました。この要望を受けまして、教育委員会では通学バスの運行実績がある飯能市等の視察なども行い、通学バスの導入を決定いたしました。

導入後、平成21年度までは成木地区内の運行でありましたが、平成22年度から小規模特別認定校制度を利用して成木小学校に通学する児童も利用できるよう、新町までのルートを延長し、現在の区間での運行に至っております。

次に、2、運行便数についてでございます。往路につきましては午前7時に新町小学校を出発する1便、復路につきましては下校時刻にあわせ午前11時45分から午後4時55分の間で3便の運行をしております。

次に、3、利用状況と空席の活用についてでございます。初めに利用状況についてでございます。バスの座席数につきましては、正座席37、補助席8、乗車定員45人となっており、本年3月の利用状況につきましては、先ほどのとおり34人の利用があり、11席の余裕がある状況でございます。

次に、空席の利用についてでございます。小規模特別認定校制度を利用する場合の通学につきましては、青梅市立小規模特別認定校設置要綱において、「保護者は自らの責任と負担において通学させること。」と定めております。他方、小規模特別認定校制度を利用する保護者からは、通学手段等

について意見や要望などもあり、学校などを通じて意見は伺っているところであります。

このような状況や公共交通が不便な地域であることを考えまして、児童の利用状況を勘案しながら、通学バスの空席を有効活用することには検討の余地があるものと考えてございます。

最後に、4、当面の進め方についてでございます。導入経緯でも申し上げたとおり、成木小学校通学用の通学バスであるということから、小学校のスケジュールにあわせた運行を原則に、第七中学校生徒の利用についての空席の活用の検討を進めるよう考えております。バスを利用する児童数の増減により利用可能な座席数が変動してしまうこと、また短縮時程の期間は帰りのバスの運行が早い時間に集中してしまうなど、すでに幾つかの課題も想定されております。成木小学校、第七中学校との情報共有や現状確認につきましては、すでに開始したところでありますが、新学期になりましたら改めてバス利用者数や運行スケジュールの確認、課題の整理を連携して行い、第七中学校生徒の試験的な利用に向けた、より具体的な検討を進めていこうと考えてございます。

以上です。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

【委員（稲葉）】 成木小学校から第七中学校へ進学していく子どもさんの保護者への説明会などあるのでしょうか。

【学務課長（山田）】 成木小学校から引き続き第七中学校に就学したいとご希望される特別小規模認定校利用者の方々に関しましては、説明会に参加していただいて、面談を受けていただいた上で、あらためて制度の内容を理解した上で入学をしていただくという流れになってございます。

【委員（稲葉）】 第七中学校へ進学した場合、帰りの時間が4時55分だと、部活が何もできないように思うのですが、その辺のところは学校側と協議の上でこれからというところになりますでしょうか。

【学務課長（山田）】 稲葉委員のおっしゃられたとおりでして、まさにそういったところを、小学校のバスであるということを前提に、どこまで中学生が利用できるかは三者でよく調整していきたいと考えております。

【委員（稲葉）】 よろしくをお願いします。

【委員（杉本）】 現在の時点で、第七中学校の生徒の利用予想数というのはあるのですか。

【学務課長（山田）】 正式にまだこの話は生徒への周知はしていないところでして、空席数との兼ね合いになってきますので、そのあたりもよく調整して進めていきたいと考えております。

【委員（杉本）】 利用する場合の優先順位とか、そういうのも配慮していただいてお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

3 青梅市教育委員会 部活動の運営方針の改定について（指導室）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項3、「青梅市教育委員会 部活動の運営方針の

改定について」を説明いたします。

【指導室長（拝原）】 それでは、報告資料3をご覧ください。青梅市教育委員会部活動の運営方針の改定についてでございます。

本改定につきまして、これまで青梅市では運動部の運営方針を定め、文化部は運動部に準ずるといった運用をしていたものを、運動部の方針の中に文化部の方針も含め、部活動の運営方針として統一しようとするものでございます。

資料1 ページ目の中段に記載がございますが、平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を定め、その後、同年12月に文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を定めましたが、12月までの間、文化部は運動部に準ずるといった運用をしておりました。東京都でもこれに準じて運用をしておりました。青梅市では、平成30年12月からこれまで、文化部も運動部の運用方針に準ずるということで運用をしておりましたが、このたび国や都の運動部と文化部のそれぞれの運営方針を参考にし、運動部と文化部で統一した運営方針に改定しようとするものでございます。

1 ページ目の上段の四角囲いの中の2段落目に運動部、同じく3段落目に文化部についての記載がございますように、双方の部活動について方針を示しております。

1 ページ目の下段、「1 適切な運営のための体制整備」の項では、学校の部活動にかかる活動方針を策定することや、毎月の活動計画、活動実績を作成すること、また教師の長時間勤務の解消等について示しております。

1 ページおめくりいただきまして、2 ページ目の下段、「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」の項では、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶、熱中症事故防止等について示しております。

もう1 ページおめくりいただきまして、3 ページ目の上段から中段にかけて、イとウの項でそれぞれ運動部と文化部において休養を適切にとること等について示しております。

3 ページ目の下段、「3 適切な休養日等の設定」の項では、休養日を原則として週当たり2日以上、平日に少なくとも1日、週休日も少なくとも1日と示しており、活動時間についても平日は2時間程度、週休日および長期休業中においては3時間程度、と示しております。

4 ページ目の中段、「4 生徒のニーズを踏まえた実施環境の整備」の項では、運動部、文化部ともに生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるような部を設置するよう努めることや、生徒および顧問等の負担過多とならないように配慮すること。また、地域と連携して子どもを育てるといった視点に立つこと、等を示しております。

最後の5 ページには、「5 学校単位で参加する大会等の見直し」の項では、生徒や顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会等の精査をすると示しております。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

4 令和6年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項4、令和6年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、令和6年度青梅市立小・中学校教育課程概要についてご説明いたします。

報告資料4をご覧ください。初めに、表面、小学校となっております。かなり小さい字で恐縮でございますが、各学校の状況を委員の皆様にも年間を通して把握していただけるように、昨年度から作成をしております。

表の一番上、学校名をそれぞれ第一小学校から東小学校まで記載しております。左端には、上段から開校記念日、学習発表会、運動会等、各学校の行事の日程について入れております。またその下には、各学校の1学期から3学期までの始業式、終業式、修了式の日程を入れてございますが、1学期の始業式は4月8日で全校統一でございますが、2学期の始業式については各学校で多少違いがあります。こちらは各学校の状況によって授業時間数の確保等の関係で異なっております。

次に、中段に入りますと、周年行事と書いてあるところがございますが、こちらには各学校の周年行事を記載しております。今年度は小・中学校合わせて7校の周年記念行事がありましたが、令和6年度につきましては小学校の周年行事はございません。

下の段になりますが、移動教室としまして、特別支援学級5年生・6年生の移動教室の各日程を記載しております。

また下の段にははじめに関する研修日ということで、各学年年間3回以上を設定しております。

続きまして、報告資料の裏面、こちらは中学校になります。ご覧ください。内容につきましては小学校と同等となっておりますが、一番上に学校名、開校記念日とあります。中学校につきましては、合唱コンクール等の日程、それから運動会等の日程についても記載しております。また小学校と同様に3学期の始業式、終業式、修了式についても記載しております。

中学校の周年行事については、令和6年度におきましては1校、霞台中学校が50周年ということになっております。

下の段に入りますと、2年生・3年生で行う移動教室やスキー教室等が多くなってまいります。また、3年生の修学旅行の日程等についても記載をしております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 小学校の方ですが、第一小学校に体育発表会とか運動会というのがないのですけれども、第一小学校はやらないのですか。学習発表会とか道徳地区公開、学校公開はあるのですけど、運動会がどこにも入っていない。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 第一小学校の運動会ですが、9月28日となっております。

【委員（徳長）】 日にちが入っているのですか。書き方が、行事のところにほかの学校は入ってい

るのですけどね。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 左からそれぞれ見ていただくようになりますので、わかりづらくて申しわけございません。

【委員（徳長）】 ほかの学校は土曜授業の中に運動会とか全部入っているのですけれども、第一小学校はこちらには書いてなくて、上の方の日程だけで入っているのですね。わかりました。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。
よろしいですか。

5 令和6年度社会教育事業年間計画について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項5、令和6年度社会教育事業年間計画について、を説明いたします。

【社会教育課長（遠藤）】 それでは、報告資料の5にお目通しをいただきたいと思います。令和6年度の社会教育事業についてでございます。左から実施場所等、それから四半期ごとに区分をして記載してございます。主な事業だけ説明をさせていただきます。

まず、4番目の「生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭」でございますが、5月11日、12日で実施予定でございます。4月4日に最終的な実行委員会を行う予定でございます。

7番目、佐藤財団との共催で、夏のサイエンスキッズと、先ほど報告させていただきましたサイエンスファミリーを青少年対象の行事として開催する予定でございます。

14番目になりますが、こちらも佐藤財団との共催でございますが、引き続き国際理解講座を実施する予定でございます。

23番目、ファミリーコンサートですが、4月7日に実施する予定でございます。

裏面に移りまして、19番目までは図書館のスケジュールになっております。職場体験ですとか、各種展示、おはなし会、それから教室・講座・イベント、学校図書館運営支援ということで、こちらも引き続き実施をしております。

20番目から下になりますが、郷土博物館、吉川英治記念館、美術館でございます。郷土博物館につきましては企画展、吉川英治記念館につきましては季節ごとの展示やコンサート等を予定しております。美術館につきましては、空調等設備改修工事のため休館となります。

その次のページ、スポーツ推進課の事業でございます。1番、2番のイベントはスポーツDAY青梅ですとか奥多摩溪谷駅伝、青梅マラソンなど、引き続き実施をしております。

教室につきましては、指定管理者が各種スポーツや文化教室を実施をしております。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

番号を入れてもらったので、非常に見やすくなりました。

もうこの中に入れるのは不可能だと思いますが、3枚目の最後に空白がありますので、重立ったものの具体的な日づけを入れてもらってもいいかもしれない。全部ということではなくて。もしで

きたらお願いしたいと思います。

【社会教育課長（遠藤）】 わかりました。

【教育長（橋本）】 ほかにはよろしいですか。

6 第2期青梅市スポーツ推進計画策定に関する答申について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項6、第2期青梅市スポーツ推進計画策定に関する答申について、を説明いたします。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 それでは、報告事項6、第2期青梅市スポーツ推進計画に関する答申についてでございます。

報告資料6をご覧くださいと存じます。

この件に関しましては、令和5年9月5日に開催された令和5年度第2回青梅市スポーツ振興審議会において諮問をさせていただきまして、令和6年2月28日付で答申書の写しに記載のとおり、5点の意見を付記して最終案を適当と認めるとの答申をいただきました。

意見の内容につきましては、基本目標、基本施策にあわせた具体的な取組を行うこと。数値目標の実現状況の把握とともに、効果的な施策の実施をすること。「青梅市スポーツ施設ストック適正化計画」の施設整備と推進計画の施策展開の両面から、総合的なスポーツの振興を推進すること。5年後の中間見直し時には、スポーツに関する社会状況変化に合わせた、現実に即した見直しをすること。市長部局と継続して連携し、市が一体となりスポーツによるまちづくりを推進すること、となっております。

2月末日での答申を受けまして、本日は成果物が納品されましたので、お手元に配付させていただいております。

大変雑駁でございますが、説明は以上です。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。完成版については後ほどごゆっくりお目通しをいただきたいと思います。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

7 青梅市スポーツ振興基金条例施行規則の一部改正について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項7、青梅市スポーツ振興基金条例施行規則の一部改正について、を説明いたします。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 一部改正についてのご説明の前に、報告事項とした経緯について少しご説明申し上げます。

通常、教育委員会規則につきましては、教育委員会に諮りましてご決定いただいた後に、市の経営会議に報告事項として報告してございますが、本規則については教育委員会規則として制定されていないため、市長部局の総務部で経営会議に諮りまして承認をいただいた後、教育委員会へ報告事項として報告することとなりました。

それでは、報告事項7、青梅市スポーツ振興基金条例施行規則の一部改正についてでございます。報告資料7をご覧くださいと存じます。

まず、1の改正の理由につきましては、障がい者スポーツの振興を図るため、援助の対象を拡充、また全国的な物価の高騰から援助の上限額を改正しようとするものでございます。

2の改正内容につきましては、援助の対象に次の大会を追加するとしてございまして、公益財団法人日本パラスポーツ協会や日本パラリンピック委員会およびその加盟団体が、日本代表として派遣する国際大会、および主催する全国大会、これを追加するものとなっております。

(2)としましては、援助の上限額を次のように改めるとしてございまして、宿泊料を5,000円から7,500円、国内の交通費と宿泊料の合計が10,000円から15,000円、海外での交通費と宿泊料を70,000円から75,000円に改正するものでございます。

(3)としましては、交通費・宿泊料にかかる援助の申請期限を、対象の大会が開催された日の属する年度の翌年度の4月末日までと定める、としてございます。これまで申請期限を設けていなかったため、新たに申請期限を設定するというようなことでございます。

最後に、3の施行期日につきましては、令和6年4月1日からとしてございます。

大変雑駁でございますが、説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（百合）】 もしご存じだったら教えていただきたいのですけれども、この金額というのはあくまで青梅市の上限額であって、こういう国際大会とか外に出ていく選手ってもっとお金がかかると思うのですけれども、東京都とか国からも援助というのはあるのですか。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 国や都の援助については把握をしていないのですけれども、例えばオリンピックの強化指定選手とかになった場合には、おそらくJOCとかそういうところからあるのではないかとと思われます。今回、その上限額の引き上げにつきましては、他市の状況を調べた上で、このような金額に引き上げるというようなことになってございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

8 第56回青梅マラソン大会実施結果について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項8、第56回青梅マラソン大会実施結果について、を説明いたします。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 それでは、報告事項8、第56回青梅マラソン大会実施結果についてでございます。報告資料8をご覧くださいと存じます。

この件につきましては、第13回臨時会におきまして教育委員の皆様から貴重なご意見をいただいておりますが、実施結果がまとまりましたので、報告させていただきます。

1としまして、開催日時は令和6年2月18日、各部門のスタート時刻は記載のとおりでございます。ジュニアの部のスターターとして教育委員の皆様を務めていただきました。大変ありがとうございます。

ございました。

次に、3の参加申込者数については、表のとおりでございます。10キロの部、30キロの部、ジュニアロードレースの小・中学生の部において定員割れの状況でございました。

続きまして、4の優勝者につきましては、(1)の30キロの部、(2)10キロの部は後ほどご覧いただければと存じますが、(3)ジュニアの部の小学生4年女子の優勝者の所属をご覧いただきますと、青梅スピリッツとなってございまして、学校ではなくクラブチームとなっております。どの学校に在籍しているかは、申込みの情報だけですと把握できません。住所が野上町となっておりますので、その近辺の学校かなと想定してございます。

また、ジュニアの部の表彰式におきましても、教育委員の皆様にはプレゼンターを務めていただきました。こちらにつきましても、誠にありがとうございました。

5の招待選手の成績は記載のとおりでございます。後ほどお目通しいただければと存じます。

なお、1点訂正をお願いしたく存じます。「5」の役員数となっておりますが、「6」の間違いでございます。訂正させていただければと存じます。

大変雑駁ですが、説明は以上です。

【教育長（橋本）】 いろいろとご協力いただきましてありがとうございました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 第55回記念大会とか54回大会に比べて完走率が低いとか少し落ちているのですけれども、この辺はコロナ禍で選手たちが練習できなかったとか、そういうふうな感じを、大会を通じて何か感じられるところはございますか。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 細かいところははっきりとわかりませんが、当日、気温が少し高く、体温が上がり過ぎてとか、そういうことで救護所で扱う人数も多かったということがございます。もうちょっと気温が低ければ、ランナーの方の完走率が上がったのかなというふうには思えるかなと思います。

【教育長（橋本）】 ほかによろしいですか。

9 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市立学校施設のあり方審議会会議録（教育総務課）

イ 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）

(2) 事業等の実施予定について

生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）

(3) 事業等の実施結果について

ア 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔2月分〕について（教育指導担当主幹）

イ 長期欠席児童・生徒の状況（1月）について（教育指導担当主幹）

ウ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項9、諸報告でございますが、あらかじめ委員の皆様には事前にお目通しをいただいております。この際何かご質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

日程第4 協議事項

1 令和6年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 次に、日程第4、協議事項に移ります。

協議事項1を議題といたします。令和6年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、令和6年度青梅市教育委員会教育施策について説明をさせていただきます。

協議資料1をご覧ください。令和6年度教育施策の概要のほか、青梅市教育推進プランもあわせて掲載しております。

まず、資料を2枚おめくりいただいた5ページに教育目標が掲載されておまして、次の6ページから16ページまでに、6つの基本方針を記載しております。こちらにつきましては、前回2月21日の教育委員会臨時会におきましてご決定をいただいている内容でございます。

本日は、17ページ以降でございます「Ⅲ 令和6年度青梅市教育委員会の主な教育施策」の基本方針1から6にわたりまして項目を列記させていただいておりますので、そちらの説明をさせていただきます。

まず、基本方針ごとの項目でございますが、17ページ基本方針1の下、実線の四角で囲んであります「1 人権教育の推進」から始まりまして、26ページ「12 市長部局との連携」まで、それぞれの項目を示させていただいております、その下にゴシックの太文字で項目ごとの各施策を記載しております。令和6年度の施策の合計は136施策（前年は137）でございます。

各施策のうち、頭に☆印があるものが新規事業、頭に◇がついているものが重点施策または拡充施策を示しております。令和6年度の内訳でございますが、新規が5件、重点・拡充が47件、合計しますと52件（前年は51件）となっております。

新規事業についてご紹介しますと、19ページ上段「食物アレルギー対策の充実」、続いて22ページ下段（下から3行目）「ボッチャ普及員の養成」、23ページ上段「エクストリーム・スポーツ実施環境の整備」、同じページの一番下「美術館施設改修工事の実施」、続いて25ページ上段「学校給食費無償化の実施」の5事業となっております。

なお、ほかの施策も含めまして26ページまで記載しております各施策につきましては、教育委員会事務事業点検評価の対象となるものでございます。

また、各施策の項目にページ数の記載があるもの（主に新規と重点事業）は、個票として各施策の詳細を掲載しております。その個票ですが、27ページから77ページまでそれぞれ記載をしております。

令和6年度主な教育施策の新規・重点事業を、1ページ1事業として掲載をしております。1例といたしまして、27ページをご覧いただきたいと思っております。特に前年度と変更点はないのではありませんが、表の一番上段には該当する基本方針、施策名、推進プランの柱、提言、主管課及び事業名を記載しております。その下、中段には各事業の目的や内容などの詳細を掲載しております。その下の表は令和6年度の目標、その下が年度ごとの目標達成を数値化して、事業期間や年度別の仕事量、さらに年度別評価等について、各項目を表にあらわした記載内容となっております。なお、事業期間が決まっている事業につきましては、各年度に網かけをしておりますが、毎年実施する事業については、一番右の長期継続の欄に網かけをしております。今後、これら各教育施策の実現に向けて、引き続き努力を重ねていくというものでございます。

教育委員の皆様には、2月ごろから、前年度との比較や新規事業等について、事務局を通して各課と意見交換などをしていただいております。その内容を可能な限り反映させていただいております。この場で、さらにご意見等ございましたら伺いたしたいと存じます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上です。

よろしくご協議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明にご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

一つ新規で、53ページ、エクストリーム・スポーツが入っております。

スポーツ推進課長、概要を説明していただけますか。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 こちら53ページにございますが、以前の長淵水泳場を修繕して、スケートボード、インラインスケート、BMX等をできる場所にするということです。これまでの経過ですが、東京2020大会の後、スケートボードがメインだとは思いますが、公園で禁止にされて、やる場所がないというような相談がある中で、エクストリーム協会が青梅市に立ち上がりまして、そういう子たちの面倒を見るのに適した場所がないのだというようなことで市に相談がありました。廃場しているのですが、長淵水泳場のプールの槽の中でどうでしょうということで、試験運営をして、ここで3年ほど経つのですが、エクストリーム協会の皆さんが自作でバンクとかをつくったりして、毎週日曜日に試験運用をしてきました。議会でも、日曜日しかなくて平日もやりたいというお声もあるので、何とかそういうところを市でも協力できないのかというような質問がございまして、それに向けて令和5年度、検討をしてきました。槽自体が老朽化しているので、滑りが悪いらしいのですね。だから、そのプールの槽とプールサイドを少し塗装して滑りやすいような状況をつくりました。今まで皆さんで自作していた設備というか、バンクとかそういうものは、安全性が伴わないので撤去させていただいて、新たに備品としてそこに置いてやろうということで予算が認められたと、そんな状況でございます。

今後ですけれども、廃場をしていた施設ですので、今後条例化をしまして、指定管理の中で令和7年度から開場できればなということで準備を進めていきたいというように考えてございます。

長くなりましたが、以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。6年度予算で修繕料5,400万円ほど予算化しておりますので、7年度のオープンに向けて対応していきたいというところでございます。

【委員（杉本）】 今関連の質問ですけれど、例えばプールだったら監視員とか指導員とか、そういうのが設置されることになるのですが、この場合、そういう危険に対する対策というのは、人的にはどんなふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 条例化することによりまして、指定管理者による管理ということになります。基本的なイメージは、入場料をとって運営する形で、杉本委員がおっしゃられる指導員、平日は難しいのかもしれないのですが、先ほど申し上げましたエクストリーム協会の会員を、個人開放というかそのようなところも含めて指導員として配置すれば、場内のトラブルも防げるかなというように、打ち合わせを進めてございます。今後、その点については精査していきたいと思っております。

【委員（杉本）】 夜にやったりする子も多かったりする競技ですので、その辺を十分配慮して運営していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、令和6年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について、は承認されました。

2 青梅市立学校文書管理規程の全部改正について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の2を議題といたします。青梅市立学校文書管理規程の全部改正について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、青梅市立学校文書管理規程の全部改正についてご説明させていただきます。協議資料2をご覧ください。

1、全部改正の理由でございますが、令和3年4月、青梅市の公文書管理規則が制定されたことに伴い、従前、学校における文書等を管理する青梅市立学校文書管理規程を、その内容および実情にあわせまして、表題を含め全部改正をしようとするものであります。

本案の作成にあたりましては、実際に学校の文書管理等を行っている各学校の都の事務職員等にも意見を聴取しながら、その実態等を勘案して、また市長部局の文書法制課にも確認しながら作成したもので、期間を要してしまい、今回の提出となったものでございます。

2、全部改正の内容でございますが、その前に1点、訂正のお願いでございます。2の（1）から始まりますが、（3）が抜けておりました。申しわけございません。（4）が（3）となりまして、以下番号が一つずつ繰り上がるということで、最後、その他所要の規程の整備が（9）になります。

お詫びするとともに訂正をさせていただきます。

それでは、2、全部改正の内容でございますが、(1)で市の公文書管理規則にあわせた目的に修正、表題を「青梅市立学校文書管理規程」から「青梅市立学校公文書管理規程」にするものであります。

(2)以降につきましては、市内部の運用にもとづいた学校内部の公文書の管理等についての細かな記載となっております。詳細の説明は省略させていただきますのでご了承を願います。

本規程の全部改正は、先ほどお話しした中でもありましたとおり、基本的に現在学校で行っている公文書の管理等に大きな変更が生ずることはありませんが、それを明確化することにより、各学校の公文書の管理についての意識を高めるものと考えております。

また、資料の2枚目以降に比較表が添付してございます。表の右側が現行、左側が改正後になっております。後ほどお目通しいただければと存じます。

1枚目に戻りまして裏面、3、施行期日でございますが、令和6年4月1日でございます。

また、(2)につきましては、本規程の全部改正によりまして、別に定めている青梅市立学校事案決定規程の一部改正が生じます。それにつきましては、資料の最後のページに新旧対照表があります。規程の名前が変わるだけでございます。

なお、本件につきましては、この後、議案として提出させていただき、ご決定いただいた後、市の経営会議に報告、その後、4月に開催の校長会等において学校にも周知をさせていただく予定としてございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上です。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 現場にいた者からいうのもあれですけども、起案する文書とかは大丈夫なのですが、市教委からくる文書がものすごい量なのです。それも大事に保管しておくのか、そうでないのか、分けるのが難しい。市の担当が学校に送ってくる文書の精査がされていないものも多くあって、うちの学校は関係ないよねという文書が多くある。市教委から出す文書も精査していただかないと、収受を担当する職員、副校長なり主幹なりだと思うのですが、かなり大変になってくる。私もやりましたけど、いちいち日付を書いて、ナンバリングを打ってやっていくのは、市教委だけでなく文科省からもくるのでかなりの量になる、それだけでも結構な業務量になります。市教委から出す文書に関しても精査をしていただければなと思います。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。事務局、何かありますか。

【教育総務課長（芥川）】 徳長委員おっしゃるとおり、教育委員会各課、学校にそれぞれ事務連絡等は多数お送りしている現状がございますので、この場で即答は難しいところでございますが、各課長さんとも相談しながら、できるところから手をつけていければと思います。

【委員（杉本）】 公文書に類するもので、時々忘れていたとか、なくしたとか、USBがどうか、問題になることがものすごく多いので、とにかくこの改正と同時に保管に関しては重々慎重に取り

扱っていただけるように。保管場所のリストだとか、そういうものを精査して保管していただけるようにお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかにかがですか。よろしいですか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市立学校公文書管理規程の全部改正について、は承認されました。

3 青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例の一部改正に伴う関係要綱の整理について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の3を議題といたします。青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例の一部改正に伴う関係要綱の整理について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例の一部改正に伴う関係要綱の整理についてご説明をさせていただきます。協議資料3をご覧ください。

1、整理の理由であります。市で雇用する会計年度任用職員に対し、来年度から新たに勤勉手当を支給することとなったことから、2月議会において「青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例」の一部改正が可決・成立されたことに伴いまして、関係する教育委員会要綱について整理を行うものであります。

2、整理を行う要綱は記載の3つの要綱であり、3、整理の内容は、条例の表題のうち「報酬、費用弁償および期末手当に関する」となっていたところに、「勤勉手当」が加わったことから、「報酬等」というふうに改めたもので、それぞれ2枚目以降の新旧対照表のとおりとなっております。

大変雑駁ではございますが、説明は以上です。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 支援員から聞いたのですけれども、スタッフの雇用形態が、有償ボランティアでと言われたというふうに聞きました。スタッフの認識が違っているのか、本当に有償ボランティアの取り扱いになっているのかわからなかったの、お知らせ願いたいと思います。

【学務課長（山田）】 委員のおっしゃられるのは、学校教育活動支援員ということでよろしいでしょうか。

【委員（稲葉）】 そうです。

【学務課長（山田）】 こちらにつきましては、会計年度任用職員ではなく、勤務時間が短いことも

あり有償ボランティアとさせていただいております。各支援員の採用の際に、その部分は面談の際にも必ずお伝えして、理解をいただいているところでございます。

【委員（稲葉）】 今までも有償ボランティアの取り扱いだったのでしょうか。

【学務課長（山田）】 制度導入のときから、待遇につきましては変更ございません。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

【委員（杉本）】 よくわからないのですが、この勤勉手当という内容は具体的にはどういうことなのでしょう。改正後の6の報酬のところ、「費用弁償、期末手当および勤勉手当」というのがあるのですけれど。

【教育長（橋本）】 市職員のボーナスというのは、期末手当と勤勉手当の合計額なのです。この勤勉手当というのが、勤務評価等々で評価をされて、期末手当と一緒にボーナスという形に出ると。今まで会計年度任用職員には、期末手当はあったのですが、勤務が評価される部分の勤勉手当がなかったものですから、新たにそれが支給されるということなので、いわゆる年収としてはプラスになってくるということでございます。

【委員（杉本）】 なるほど。わかりました。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

【委員（稲葉）】 先ほどの件ですが、支援員が短時間だから有償ボランティアというのが、腑に落ちないのですよ。たとえ短時間でも専門性も問われている仕事だと思えるので、ボランティアではなくて、必要な資格をもった人に従事していただければ一番いいのかなと思うのです。誰でもいいわけではなくて、教育委員会で面談をして、選んでいる方たちなので、そこが有償ボランティアという名目であるのは、個人的にとっても引かかっているのですけど。その辺いかがでしょうか。

【学務課長（山田）】 委員おっしゃるとおり、学校職場には特別支援教育にかかわる、またこの支援員のほかにも支援学級の介護員がいらっしゃるしまして、こちらは週5日で毎日6時間と。勤務の内容的には若干違いますけれど、同じ支援が必要な児童・生徒を支援していくという部分では変わりなく、いずれも支援教育に対しましては重要なお仕事で、現場では大変苦勞されていることも承知しております。確かに待遇に若干の差があるというところに関しましては、担当課としましては、もう少し現場で支援している方に寄り添っていきいたいという思いは持っております。しかしながら、すぐにこの待遇を同じにしていくというのは難しい部分もございまして、支援員に関しましては1日1時間を来年度から増加し、来年度以降、他市の状況や現場の活動状況を勘案し、勤務時間が増えると継続できない方もいらっしゃるということも伺っていますので、様々な問題の整理を進めて、より働きやすく支援しやすい方向に進めていきたいというふうに考えているのが現状です。

【学校教育部長（布田）】 支援員につきましては、6年度予算を算定するにあたりまして、会計年度任用職員として雇用することについて、事務局でも検討したところであります。学校には支援員と介護員という職種がもう一つありまして、その介護員と同一賃金になってしまうのはどうかというような問題もあります。あともう一点、今、最低賃金で支援員に有償ボランティアとして支援いただいているのですけれども、会計年度任用職員として雇用いたしますと、給料は大して上がらな

いのに駐車料金が有料になってしまうなどの不利になる場面も考えられたことから、令和6年度につきましては現行のままとさせていただきまして、それ以降の検討をするように考えたところであります。

【委員（稲葉）】 はい、ありがとうございます。海外では、短時間でも支援員としての教育を受けているいろいろな学校に派遣されているようですので、横にいればいいだけの支援員ではなくて、専門性も高められるような教育も必要だろうと思うし、学校へ行っても先生によっては要らないよという方もいらっしゃるみたいで、先生との連携、校長先生や副校長先生との連携ということにも苦労していらっしゃるようなことも耳にします。今後いい方向に改善していただければいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例の一部改正に伴う関係要綱の整理について、は承認されました。

4 青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会からの提言にもとづく取組について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の4を議題といたします。青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会からの提言にもとづく取組について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会からの提言にもとづく取組、協議資料4をご覧ください。

こちらについては、市内小・中学校におけるいじめ重大事態の調査報告書について、いじめ問題調査部会からの提言にもとづく取組として、青梅市としましては平成30年度にもこの宣言を受けた取組を作成しております。今回いじめ調査部会が作成した市内小・中学校それぞれのいじめ重大事態調査報告書にある提言を入れた部分をあげております。

時間の関係上、一部省略しまして、今回提言の内容を取り上げた部分を説明していきます。

最初に、市内小・中学校それぞれどちらの提言であるか、希望また内容を読み上げて説明をいたします。

初めに、提言にもとづく取組の構成としては、「1 いじめの未然防止について」、「2 いじめの早期発見について」、「3 いじめの早期対応について」、「4 重大事態の対処」。これらについてはそれぞれ学校の取組、教育委員会の取組について分けて記載をしております。最後に、重大事態再発防止についての教育委員会としての決意について記載をしております。

それでは、内容についてご説明をいたします。

まず、1、いじめ未然防止のために。(1) 学校の取組のオ、市内小学校の提言を受けまして、「教職員間の情報共有を積極的に行い、特に、学級担任の交代や転任してきた教員間の引継ぎにおいては、過去の経緯を含め丁寧な情報共有を行う」。

続いて(2)の教育委員会の取組について。市内小学校の提言を受けまして、「オ 保護者に対し、いじめ防止対策推進法にもとづく学校対応のあり方や調査、手続等について十分な理解が得られるよう、いじめ防止マニュアルを整備し、必要に応じて適切な説明を行う」。

続いて、カになりますが、市内小学校の提言を受けまして、「青梅市いじめ防止基本方針において明記されている『児童・生徒のいじめ状況調査票』等を作成し、個々の児童・生徒、ケースごとに作成し、対応方針の策定やスケジュール管理のために活用する」。

続いて、キになりますが、こちらは市内中学校の提言を受けまして、「提言に基づいた対応を市内各校において実施できるよう計画を立て、実施状況を定期的に確認するとともに、必要に応じた指導・助言を行い、児童・生徒の安全な学校生活を担保する」。

続いて、2、いじめの早期発見のために。オは、市内小学校の提言を受けまして、「保護者会や学校便り等で定期的に学校のいじめ防止対策の案内をする。その際、いじめ対策委員会の構成メンバー、同メンバー全員が相談や通報の窓口となることを説明し周知する」。

続いて、キになりますが、市内小学校の提言を受けまして、「管理職は責任者として情報共有の状況を把握する。年度替わりの時期には、いじめ対策委員会が中心となり、学校全体のいじめに関する情報を全教職員で共有する」。続いて、クになりますが、こちらは中学校の提言を受けまして、「相談や訴えに関わる事実がすぐに確認できなかった場合は、そのことを保護者や学校いじめ対策委員会等に報告するとともに、今後の対応を保護者とも協議し、必要に応じて教育委員会の支援を仰ぐ」。

続いて、ケになりますが、こちらは市内小学校の提言を受けまして、「児童・生徒が健康安全に学校生活ができるようにするとの観点から、管理職間の連携、管理職と教職員がチームとして力を発揮するよう十分に意識する」。

続いて、(2)の教育委員会が取り組むこと。こちらはア、イ、ウ、エ、オ、カのすべてが市内中学校の提言を受けまして入っております。簡単に申し上げますと、アについては、「いじり」「じゃれあい」などの行為はいじめにつながるものが十分あることを周知すること。イについては、チームとして学校と十分に連携し協力すること。ウについては、スクールカウンセラーの継続的な助言を得られるよう整備すること。エについては、様々な困難な状況に置かれた児童・生徒に対し、福祉的な支援を得られるよう、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用する。オについては、教員が生徒と向き合う時間を確保する。

次に、3、いじめへの早期対応について。(1)の学校が取り組むことについては、アについては市内小学校の提言を受けまして、「保護者等からいじめの相談や訴えがあった場合に、迅速な被害事実の確認を最優先し、保護者に対する結果報告を速やかに行う」。

続いて、カについては、中学校の提言になりますが、「学校においていじめを認知し、事実関係の調査確認を行い、指導を行ったとしても、いじめが解決・解消に至ったかどうかについての見極め

は十分慎重に行う」。

続いてキになりますが、こちらも市内中学校の提言を受けまして、「いじめの被害者である生徒を取り巻く関係性や、当該児童・生徒のいじめによる傷つきの状態等に十分配慮する視点、とりわけ被害生徒の傷つきが癒されたかどうかという観点をもつ」。

続いてクになりますが、こちらも市内中学校の提言を受けまして、「いじめ被害を訴える児童・生徒が、他方で加害者的な立場に置かれている場合であっても、当該加害行為がいじめ被害を背景とするものかどうかについて慎重に確認する」。

ケについては、市内中学校の提言についてですが、『見守り』という名目で放置することなく、必要に応じて被害児童・生徒や加害児童・生徒、関係する児童・生徒との面談、働きかけなど具体的な対応を行う」。

続いて、4、重大事態への対処。(1)のオ、市内小学校の提言を受けまして、「重大事態発生時の対応フローに則った対応を行う」。

次に、ここは一部訂正で申しわけございません、キがカになりますが、市内小学校の提言を受けまして、「これまで市内で発生した重大事態やその他の事案を題材としたケーススタディを行い、児童・生徒の最善の利益を踏まえた対応について研究を重ね、その際、必要に応じていじめや子どもの人権に詳しい識者による研修を行う」。

最後になりますが、(2)教育委員会が取り組むこと。ウは市内小学校の提言を受けまして、「教育委員会は、法の定める重大事態の要件や発生時の対処について、対応フローモデルに基づき職員間で正確な共通理解を図る」。

続いてエになりますが、小学校の提言を受けまして、「教育委員会は、適切な助言と指導を行う立場にあることを自覚し、そのための研鑽に努めるべきことから、過去に本市で起きたいじめ重大事態の調査報告書は、指導主事等に就いた者全員が精読することを必須とし、各報告書にある再発防止に向けた教訓を実効的に活かす」。

続いてオになりますが、市内小学校の提言を受けまして、「学校に対し、いじめの疑いが発生した場合や重大事態が発生した際に、法や条例に則った対応を行うことを周知徹底する」。

5につきましては、再発防止を目指しての決意として示しております。

なお、こちらの取組の内容につきましては、今後青梅市教育委員会のホームページでも掲載をいたします。また、市内小・中学校においても周知を行いまして、年間3回以上行う研修会にも取り上げ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行い、児童・生徒が安全安心な学校生活を送ることができるようにしてまいります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員（杉本）】 この提言はとっても現場の声をたくさん拾ったり聞いたりということで、今までよりも風通しがよくなってきて、こういう形の現場とのキャッチボールをもっと密にして、未然に

いろいろなものを防げるように、今後も頑張っていたきたいと思います。ありがとうございます。

【委員（徳長）】 この取組の文書の中身が、ホームページに載るだけでなく、保護者に伝わるような方法を考えていただけるといいかなと。出したけど保護者は知らなかったということでは意味がないので。啓発については、各学校にこういうのがありますとか。この文書を全部の保護者に配るのは大変だと思うので、これについてホームページのここにありますということを知らせていかないと、何かあったときに、こんなもの知りませんでしたということになってしまうので、ぜひその辺の啓発の方をお願いします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 こちらについては、先ほどの年間3回の研修にも位置づけるというところなのですが、やはり校長会、副校長会にも周知しまして、広く保護者に行き渡るように、対応について今後検討してまいりたいと思います。

【委員（百合）】 中にあったのですが、「いじり」とか「じゃれあい」というのは、本当に担任の先生が教室で見るということが一番多い行為だと思うので、そういうのを簡単に見過ごさずに注意するなり、ほかの先生たちと共有して、こういうことがあったということが学校全体でわかっているならば、それが発展したときに解決しやすくなると思うので、先生方にそういうところが周知されるようにお願いしたいと思います。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 前にも教育委員会で話をしたのですが、国の調査等を見ましても、「いじり」とか「じゃれあい」とか「冷やかし・からかい」は、いじめの対応の約7割から8割を占めるのが一般的だという話があります。今回の市内中学校の件もこれをスタートに、今回重大事態となっているところがありますので、こちらについては生活指導主任会とか校長会・副校長会でも繰り返し伝えていく必要があると思います。やはり教職員のアンテナを高くするところを目指して、伝えていきたいと思います。

【委員（稲葉）】 5番の再発防止を目指してというところで、「保護者等が自由に意見を述べ合える参加型の体制により」と書いてあるのですが、その参加型の体制というのは具体的にどんなふうに考えていらっしゃるか、もし構想がありましたらお話いただければと思います。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 こちらは、学校によってですけど、保護者会に集まっていた保護者にいじめについて協議してもらったり、あとは各学校で年間必ず行っている道徳授業地区公開講座でテーマとして取り上げて、授業後の意見交換会等で皆さん参加しながら協議していく場というの、実施はしております。また引き続き、そういったことが広くできるかどうかについて、校長会とも連携しながら進めていきたいと思っております。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

いろいろとご意見ありがとうございました。これまでの経験をもとに、よりよい対応ができるよう、学校、教育委員会とも努力していく決意のようなものでございます。しっかりとこれに沿って対応していきたいと思います。

なお、これを学校に配るときに、さっきの話ではないですが、文書の中にまぎれてしまうといけないので、これは少し工夫して学校に目立つように届くようにしていただきたいと思います。

お願いします。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会からの提言にもとづく取組について、は承認されました。

6 学校給食費の改定に関する諮問について(学校給食センター)

【教育長(橋本)】 次に、協議事項の6を議題といたします。学校給食費の改定に関する諮問について、を説明いたします。

【学校給食センター所長(榎戸)】 それでは、協議事項6、学校給食費の改定に関する諮問についてご説明申し上げます。お手元の協議資料6をご覧ください。

それでは改めまして、協議事項6、給食費の改定に関する諮問についてご説明申し上げます。

本件は、青梅市立学校給食センター条例第3条の規定にもとづき、学校給食費の改定について青梅市立学校給食センター運営審議会へ諮問いたしたく、提出したものでございます。

諮問の理由であります。2に記載のとおり、本市の学校給食費は、平成31年4月の改定以来、価格競争や献立面での工夫等により、金額を据え置いてきましたが、近年の急激な物価高騰により、国内産食材を基本としている本市の学校給食は、その運営が非常に厳しい状況になっております。このため、令和4年7月分からは、給食の質の維持とともに保護者の負担軽減を図るため、国の交付金を活用した学校給食費の補助等の支援も実施いたしております。また、本市の学校給食は、食の安全確保と食育推進を考慮し、学校給食に使用する食材料に地場産物を優先するなどして地産地消に努めており、今後もこれを推進していきたいと考えております。つきましては、青梅市の将来を担う小・中学生に対し、安全・安心で栄養バランスのとれた給食水準を維持するため、学校給食費を改定しようとするものでございます。

最後に、答申の時期でございますが、3に記載のとおり、令和6年4月17日までとするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長(橋本)】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

特にご質疑等ないようでございますので、お諮りをいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、学校給食費の改定に関する諮問について、は承認されました。

日程第5 議案審議

議案第25号 青梅市スポーツ推進委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、議案審議に移ります。

議案第25号を議題といたします。青梅市スポーツ推進委員の委嘱について、を説明いたします。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 それでは、議案第25号、青梅市スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。

本件につきましては、青梅市スポーツ推進委員の任期満了に伴いまして、青梅市スポーツ推進委員に関する規則第4条にもとづきまして、新たに委嘱しようとするものでございます。

2枚目の別紙に、青梅市スポーツ推進委員名簿として、新旧委員の氏名と選出支会を記載してございます。左側の改選後（令和6年4月1日から）という欄に記載の方々を委嘱しようとするものでございます。氏名の欄が網かけとなっている4人が新任。網かけとなっていない20人が再任となります。

最後に、任期につきましては、先ほどの改選後の欄にも記載がございましたが、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となります。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 名簿の一番下の「団地」というのは、どこの団地なのでしょう。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 こちらは霞台第1、第2、都営団地、その3つで3団地というようなことで、運動会の補助金を交付していた時期がございまして、そのまま継続しているところでございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

これは各支会で定員が決まっているのですか。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 規則により、27人と定められてございます。

【教育長（橋本）】 なるほど、それで3人が欠員となっているということなのですね。欠員のところの対応の方向性というのはあるのでしょうか。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 今後の課題とは考えてございますが、団地の方の事情を聞きますと、なかなか高齢化により委員選出が難しいということなので、将来的には公募というのも現在のスポーツ推進委員の皆様と協議していかなければいけないなというふうには考えています。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第25号 青梅市スポーツ推進委員の委嘱について」は原案どおり可決されました。

【教育長（橋本）】 次に、先ほど協議事項2が承認されたことに伴い、議案が1件追加されるとのことであります。

つきましては、本日の日程に「議案第26号 青梅市立学校公文書管理規程の制定について」を追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認め、本日の日程に議案第26号を追加いたします。議案書を配付いたします。

〔議案書（2）配付〕

議案第26号 青梅市立学校公文書管理規程の制定について（追加）

【教育長（橋本）】 それでは、議案第26号を議題といたします。青梅市立学校公文書管理規程の制定について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第26号、青梅市立学校公文書管理規程の制定についてご説明申し上げます。

本案は、先ほど協議資料2にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認を賜った規程の制定につきましても議案でございます。内容等につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第26号 青梅市立学校公文書管理規程の制定について」は原案どおり可決されました。

再 日程第3 教育長報告事項

1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について（指導室）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項1、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について、を議題といたします。

本件は、青梅市教育委員会事務局職員および青梅市立小・中学校の教職員の人事異動の決定に関し、青梅市教育委員会事務委任規則第3条の規定にもとづき、教育長の臨時代理をもって専決処分した事案の報告であります。

本件は、人事案件でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7

項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思います。

また、その後ご協議いただきます協議事項の5、市立中学校で発生したいじめ重大事態について、につきましては、市内の中学校で発生したいじめ重大事態にかかる案件であり、個人に関する重大案件でありますことから、こちらも地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思います。

つきましては、教育長報告事項の1および協議事項の5を非公開とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決いたしましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

[退 席]

【教育長(橋本)】 暫時休憩いたします。

[休 憩]

【教育長(橋本)】 再開いたします。

【非公開】

【公開】

【教育長(橋本)】 ここから会議を公開といたします。

【教育長(橋本)】 暫時休憩します。

[休憩 職員入室]

【教育長(橋本)】 再開いたします。

【教育長(橋本)】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。その他、何かありますか。よろしいですか。

それでは今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長(芥川)】 それでは、今後の日程でございます。

新年度になります。4月2日(火)新補・転補校長紹介。時間、内容、会場は記載のとおり。

同じ日、教職員辞令伝達式。時間、内容、会場は記載のとおりでございます。

続きまして、4月8日(月)青梅市立小学校入学式。

翌9日(火)青梅市立中学校入学式。

4月17日(水)第1回教育委員会定例会。開始時間が午後3時からとなっております。会場はこちら教育委員会会議室でございます。

今後の日程については以上でございます。

【教育長（橋本）】 入学式を含め、いろいろとまたございます。ご協力のほどを、可能な範囲でお願いしたいと存じます。どうぞよろしく申し上げます。

日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（橋本）】 以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、閉会といたします。長時間大変お疲れさまでした。

午後4時17分 閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員